

福岡県公安委員会活動状況

<定例会の主な議題及び要旨>

令和5年9月28日（木）

【協議事項】

1 警察職員の特別派遣について

（警備部）

警察本部から「天皇皇后両陛下の第38回国民文化祭、第23回障害者芸術・文化祭への御臨席等に伴う警戒警備のため、石川県公安委員会から本県公安委員会に対し、警察職員の特別派遣について援助の要求がなされたことから、御審議をお願いする。」旨の説明があった。

公安委員から「今回は、全国から警察職員が派遣されるのか。」旨の発言があり、警察本部から「今回は、全国の多数の県から警察職員が派遣される予定である。」旨の説明後、本件は了承された。

【報告事項】

1 福岡武道館新築工事起工式について

（総務部）

警察本部から「福岡武道館新築工事の円滑な推進を祈念するとともに、事業内容を周知・広報するため、10月9日、福岡市博多区所在の建設予定地において起工式を実施する。」旨の報告があった。

公安委員から「落成は、いつ頃を予定しているのか。」旨の発言があり、警察本部から「落成は、令和7年11月頃を予定している。」旨の説明があった。

公安委員から「福岡武道館は県立の施設なのか。また、一般の方々も利用できるのか。」旨の発言があり、警察本部から「福岡武道館は県立の施設である。新しい福岡武道館についても、現在と同様、一般の方々に広く利用される施設となる。」旨の説明があった。

2 令和5年全国優良警察職員表彰受賞者の決定について

（警務部）

警察本部から「本表彰は、警察庁長官が、長期にわたり職務に勉励し多くの功労があり、他の職員の模範と認められる者を表彰し、その功労を顕彰することによって、警察職員全体の士気を高めることを目的としたものであり、本県からは3名が受賞する。受賞者には警察庁長官賞詞が授与される。」旨の報告があった。

公安委員から「都道府県ごとに推薦枠が決まっているのか。また、どのような基準で推薦しているのか。」旨の発言があり、警察本部から「警察庁から都道府県ごとの推薦枠や全国一律の基準が示されており、勤務成績が優秀かつ都道府県警察において優秀警察職員として表彰されたことなどの基準がある。」旨の説明があった。

3 令和5年全国地域安全運動の実施について

（生活安全部）

警察本部から「10月11日から20日までの10日間、本運動を実施する。運動重点は、子供と女性の犯罪被害防止、ニセ電話詐欺の被害防止及び防犯ボランティアの活性化である。主な取組として、各警察署が防犯ボランティアと協働し、子供と女性の犯罪被害を防止するための広報啓発を実施するほか、年金支給日に合わせたニセ電話詐欺被害を防止するためのキャンペーン活動を実施する。さらには、地域安全大会や青色防

犯パトロール車の贈呈式等を開催して防犯ボランティア活動の活性化を図り、地域のパトロール活動や通学路等の見守り活動を強化する。」旨の報告があった。

公安委員から「本運動は、全国で一斉に展開されるのか。」旨の発言があり、警察本部から「本運動は昭和52年から始まっており、10月11日の「安全安心なまちづくりの日」から全国で一斉に展開される。」旨の説明があった。

公安委員から「本運動の主要行事である「安全・安心まちづくり県民の集いふくおか」は、例年福岡市で開催されているのか。」旨の発言があり、警察本部から「県内各地から多くの方が出席するため、交通の利便性等を考慮し、例年福岡市で開催されている。」旨の説明があった。

公安委員から「広報啓発活動等は警察署ごとに実施するのか。」旨の発言があり、警察本部から「ほとんどの取組は各警察署が中心となって実施されるが、警察本部としても必要な支援等を行っていく。」旨の説明があった。

公安委員から「本運動後は、犯罪が減少する傾向にあるのか。」旨の発言があり、警察本部から「年末に向けて犯罪が増加する傾向にあることから、本運動を契機として、警察と関係機関・団体が更に連携を強化し、パトロール等を実施することで、犯罪の抑止を図っていく。」旨の説明があった。

4 覚醒剤取締法違反事件被疑者の逮捕について

(暴力団対策部)

警察本部から「東警察署及び暴力団犯罪捜査課は、8月22日、営利の目的で、覚醒剤入りポリ袋55袋を所持したなどとして、9月21日までに、神戸山口組傘下組織組員ほか1人を逮捕した。」旨の報告があった。

公安委員から「覚醒剤の所持と営利目的の所持では何が違うのか。」旨の発言があり、警察本部から「覚醒剤の営利目的所持は、単なる所持よりも法定刑が重くなる。」旨の説明があった。

公安委員から「暴力団による覚醒剤営利目的所持事件の検挙は、年間を通して数件あるのか。」旨の発言があり、警察本部から「暴力団による覚醒剤営利目的所持事件の検挙件数は、年によって開きがある。」旨の説明があった。

5 自転車乗車用ヘルメットの着用実態調査の結果について

(交通部)

警察本部から「警察庁における全国調査に伴い、本県独自の調査を加え、その結果を基に、より実態に即した取組を推進することを目的として、自転車乗車用ヘルメットの着用実態調査を行った。本県の着用率を見ると、全国調査では、前回の2.8パーセントから8.0パーセント、県独自調査では、前回の5.6パーセントから10パーセントにそれぞれ上昇している。今後は、実態調査の結果を踏まえ、自転車ヘルメット着用推進モデル校の拡充及び自転車ヘルメット着用推進宣言事業所の新設を始めとする各種取組を推進していく。」旨の報告があった。

公安委員から「県独自調査の年代別着用率を見ると、小中学生に比べて高校生がかなり低くなっているが、これは学校における指導等が影響しているのか。」旨の発言があり、警察本部から「中学生の着用率は、登校時は高いが、下校時や休日は低下するなど、学校の指導等の影響が実態として現れている。高校生の着用率が低い点については、引き続き、自転車ヘルメット着用推進モデル校の拡充を図っていくこととしており、現在は28校を指定している。」旨の説明があった。

公安委員から「中学校は、自転車通学を許可する条件としてヘルメット着用を義務付けるなどしており、登校時の着用率は高いが、下校時や休日はなかなか目が行き届かないのが現状だと思う。」旨の発言があった。

公安委員から「ヘルメットを被ることで髪型が乱れることもあり、女性は抵抗があるのではないか。」旨の発言があり、警察本部から「そうした事情があることも重々承知しているが、自転車ヘルメット着用推進モデル校の中には、女子生徒がヘルメット着用を呼び掛けている学校もある。」旨の説明があった。

公安委員から「自転車ヘルメット着用推進宣言事業所は、既に指定されているのか。」旨の発言があり、警察本部から「朝倉警察署管内の3事業所が既に指定されており、業務や通勤でのヘルメットの着用が徹底されている。」旨の説明があった。

6 令和5年福岡県サイバー攻撃対策協議会総会の開催について

(警備部)

警察本部から「サイバー空間の脅威に対し、重要インフラ事業者等と警察が緊密な連携を図り、脅威情報の共有、有識者講演等を通じてサイバー攻撃の被害の未然防止、対処能力の向上等を図ることを目的として、10月6日、警察本部において本会議を開催する。会議には、警察のほか、県内の重要インフラ事業者、先端技術保有企業、学術研究機関等73機関が出席する。」旨の報告があった。

公安委員から「都道府県によって取組に違いがあるのか。」旨の発言があり、警察本部から「本会議は、各都道府県で開催されている。」旨の説明があった。